

かすがい



「グアム」～野本敏春～

～目次～

- | | |
|---|--|
| ■改正建築基準法6月20日施行
「建築基準法及び政省令等が改正されました」 … 2P | ■支部活動 … 6P
・19年度(第56回)通常総会 メルパルクで開催 |
| ■改正建築基準法に関する質疑回答(抜粋)
・6月講習会で出された質疑に対する県回答
(18質疑掲載) … 3～5P | ■シリーズコラム … 7P
・若き建築士(ペンネーム)ツジタニ氏が語る |
| | ■支部日誌&今後の予定、編集後記 etc … 8P |

発行

社団法人長野県建築設計事務所協会 長野支部
長野市松岡2丁目6番14号
TEL/251-1240・251-1241 FAX/222-8311

編集 広報委員会

改正建築基準法6月20日施行

建築基準法及び政省令等が改正されました

耐震偽装問題を受けて、平成18年6月21日に公布した「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」が、6月20日に施行された。

当日は、施行直前に殺到した「駆け込み申請」や「様子見の実務者が多い」などの影響か、窓口を訪れる人影もまばら。その後の数日間も申請数ゼロ件という状態が続く結果となった。準備期間の少なさと、直前まで改正内容が明らかにされなかったことで、施行後の運用に懸念を示す声も少なくなかったが、建築主事側の事前相談等の対応で、申請上のトラブルなどの混乱に至らなかったようだ。



事前相談における指摘事項の多くは、必要書類や図面記載事項の不足。これまでの建築確認制度は、法令上と現実との兼ね合いを、良くも悪くも主事判断による運用や指導に委ねていた面がある。今後は、改正によって指導の位置づけだった項目が政令や告示に格上げされたことで、申請前の厳格な事前チェックが求められる。

構造計算適合性判定 中間検査の義務 審査期間の延長 申請書・提出図書の変更

注目のピアチェックは、長野地方事務所建築課で1件、長野市建築指導課で1件が受け付けられ、「審査方法の指針に基づく審査」が進められている。

今後、受理されれば、初の指定構造計算適合判定機関（財団法人長野県建築住宅センター）の専門家による審査に移行され、実務上の影響有無などが顕在化するものと予想される。

本号では、7月に長野県住宅部建築管理課指導審査係が公表した「改正建築基準法等に関する質疑回答」と、改正内容を記載しました。質疑回答は、6月の講習会で出された質疑に対する建築主事サイドの回答となります。実務上の参考にご覧ください。

改正建築基準法等に関する質疑回答(抜粋)

(同事項は、平成19年7月4日時点の政省令に基づき、長野県住宅部建築課指導審査係が回答したもの)

Question1

施行前に確認済みであるが、施行後に変更確認を生じた場合、添付書類は変更に係る図書のみでよいか。或いは、改正後に増えた図書を添付する必要があるか。

Answer

変更に係る部分の申請書及び添付図書が必要となります。改正法施行後の変更申請には、新規則が適用されますので、様式や図書に明記すべき事項は新規則によっていただきます。

(規則第1条の3第8項、附則第2条)

Question2

施行前確認のものでも、計画変更があれば中間検査要となるが、変更が特定工程後であれば検査不要として良いか。仮に特定工程以前の工事内容に係る変更で、計画変更を後から提出した場合、どのような扱いとなるか。

Answer

中間検査は改正法施行前の確認で特定工程施工前に計画変更がなければ不要です。計画変更を行う場合には、事前に計画変更確認申請が必要であることから、施工済み部分の計画変更確認申請は違反となります。

Question3

施行規則1条の3に関して、法6条1項4号建築物の添付図書として、壁量計算書は必要か。

Answer

現時点では、これまでどおり建築士の設計であれば添付図書の省略が認められているので不要。ただし、法改正(建築士法等の一部を改正

する法律(18年法律第114号)以下、「第2弾法改正」という)の施行後は、構造設計一級建築士以外の建築士の設計は添付を要することになる予定。施行日は、2年以内である20年12月までに定められる。

Question4

法6条1項4号の木造建築物については、筋かい計算、伏図等必要となるとの事だが、その具体的な内容(添付図書)は?

Answer

Q3の回答と同様。具体的な添付図書としては、「基礎伏図」、「構造詳細図」、「使用構造材料一覧表」等の添付が必要となる。

(建築基準法施行規則第1条の3表1)

Question5

Q4の審査省略の見直しは、いつから適用になるか?

Answer

Q3の回答と同様。

Question6

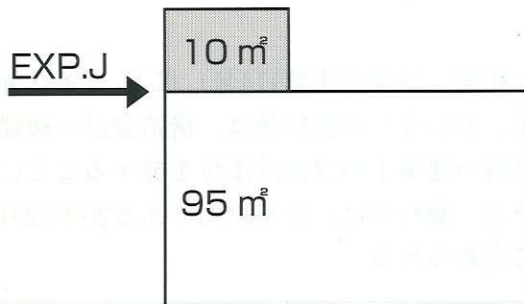
構造計算不要の建築物(S造1階延べ面積 \leq 200 m^2)は計算書の添付は不要だと考えますが、仮に計算した場合はどうなるのか?

Answer

200 m^2 以下の建築物でも、建築士が構造計算により安全性を確認した場合には、構造安全証明書及び構造計算書の提出が必要。法第6条第5項に規定される法第20条第2号又は第3号に定める基準による構造計算を行った場合には、構造計算適合性判定の対象となる。

Question7

下図の建築物の確認申請は、構造計算が必要でしょうか。



Answer

増築部分の床面積の合計が10m²以内の場合、防火、準防火地域以外では、確認申請は不要。ただし、法20条により建築物は構造耐力上、安全なものとする必要がある。

Question8

不整合となった確認申請の取り扱いについて判定までOKなら、その部分については再度使用できるのか。

Answer

建築確認は、その計画が建築基準関係規定その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律等に適合するものであるか確認するものであるから、あらためて再申請をする必要がある。

Question9

木造の構造詳細図とは。
木造N値計算等必要となるか。

Answer

施行令第3章第2節の規定が適用される建築物に係る構造詳細図とは、「屋根葺き材の種別」、「柱の有効細長比」、「構造上主要な部分である軸組等の構造方法」、「構造上主要な部分である継ぎ手又は仕口の構造方法」、「外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地」、「構造上主要な部分である部材の地面から1メートル

以内の防腐又は防蟻措置」を明記した図書（規則第1条の3第1項表2）

N値の計算については、Q6の回答と同様。現時点では添付の必要は無い。ただし、施行後は政令第47条の適合性を審査するため必要となる。

（施行令第47条、規則第1条の3表2）

Question10

確認申請添付書類図書について、木造のツーバイフォー、在来工法も同様か？

Answer

木造の添付図書に工法による違いはないが、型式認定等を受けたものは、その認定書の写し（法第68条の26による認定書及び添付書類）を添付することにより、一定の図書が不要となる。（規則第1条の3項第5項）

Question11

ファブが提案するVE案は、どの範囲なら設計図書の「計画変更」にならないか。

- 例①／ダイヤフラムの板厚アップ
- 例②／内ダイヤフラムから外ダイヤフラムへの変更又はその逆変更。
- 例③／柱を現場ジョイントにする（運搬・搬入の絡みあり）
- 例④／大梁ジョイント位置の変更（同）
- 例⑤／デッキプレート（合成床板）の他メーカーへの変更
- 例⑥／内ダイヤフラムを省略して梁端部材のハンチ加工への変更

Answer

計画変更が、明らかに構造上の何ら影響がないと建築主事が判断できる場合のみ、軽微な変更として取り扱うことができる
変更例では、②と⑥は柱耐力の低減や応力割り増しによる部材耐力の確認、③と④はジョイント部分の耐力確認が必要であり、軽微変更該当しない。①や⑤は構造規定上のなんら影響が

ない軽微変更に該当すると思われるが、明らかに安全側となることを変更前に主事に報告し、確認を得る必要がある。

Question 12

法6条13項の「適合するかどうか決定できない旨の通知」に関して、補正を求める場合の期限は、どの程度を考えているか？

Answer

個別事案により、補正に要する相当な期限を設定することとしている。

Question 13

「図書又は図書相互における不整合」には、意匠図と構造図の納まりのくい違いも含まれるか。

Answer

含まれる。部材の使用及び寸法等のくい違いが無いように事前確認すること。

Question 14

木造2階建て等の構造において、新構造基準に係る部分は、どのようなものがあるか。

Answer

木造の構造規定については、告示596号より、木造でルート3を採用した場合の構造特性係数Dsに関する規定及び告示604号により枠組壁工法及び木質プレハブ工法の技術基準に保有水平耐力計算と同等以上の構造計算方法等が追加される。また、仕様規定では告示615号により石膏ボードの壁倍率が改正された。

Question 15

構造のルート判定における最高高さ13m、軒高9mの高さのとり方。

Answer

平均地盤面からの高さによる
(建基法施行令第2条第1項第6号)

Question 16

建築基準法第6条第1項第4号の建築物でも構造計算適合性判定の必要な場合があるのか？例えば、鉄骨造平屋建て、延べ面積200㎡未満でスパンが12mを超える建築物は？

Answer

スパンが12mを超える鉄骨造は、告示593号(第1)に該当し、法20条第2号に基づく(ルート2、3相当)の構造計算が必要。構造計算の適合性判定の対象となる。

Question 17

添付図書への設計者の記名捺印は、代表となる設計者と設計者の複数を表示する必要があるかどうか。

Answer

建築士法に定める設計行為を行った場合、建築士は設計図書に記名押印が必要。したがって、確認申請の添付図書(正本)には、当該図書の設計者の記名・押印が必要となる。また、これにあわせて、申請書様式等の「設計者」欄には、これらすべての建築士の氏名等を記載することになる。

(建築基準法施行規則第1条の3)

(建築士法第2条第5項、第20条第1項)

Question 18

設計の補助業務としてのCAD作図は、どの範囲の業務を示すのでしょうか？

Answer

その者の責任において設計図書を作成する設計者の指示のもとで行われる補助が補助業務の範囲となる。作図範囲は、その指示の程度によることとなる。

支部活動

19年度(第56回)通常総会 メルパルクで開催



当支部は4月25日、長野市内のメルパルクNAGANOで19年度第56回通常総会を開き、執行部から提出された18年度事業報告・収支決算と19年度事業計画案・新年度予算案など5議案を原案どおり承認した。

改正後の影響、注視

関支部長は冒頭の挨拶で「今回の建築基準法の改正は、これまでの中でもっとも大きな変化を与えるもの。我々の業務環境を相対的にみてプラスになるとは言い切れず、施工者サイドや施



主への負担が大きくなる。後々、設計者側にも影響を及ぼす。会員数の減少傾向にある中で、支部運営においても改正後の状況を注視し、対応を検討していきたい」と支部としての立場を述べた。

来賓挨拶では、長野地方事務所建築課の矢澤博課長補佐兼建築係長と前支部長で社団法人長野県建築設計事務所協会会計理事の池田修平氏から「協会が果たす役割を再認識し、法改正後もまちづくりに対する姿勢を堅持してほしい」と両者から激励を受け、出席者全員で決意を新たにしました。



Autoclaved Lightweight Concrete

POWERBOARD

快適に暮らせることが「願い」。
断熱・遮音・防火への配慮も欲しいですね。
高性能な外壁材「パワーボード」。
お施主様に喜ばれています。



●お問合せは
旭化成パワーボード 特約代理店

富国物産株式会社

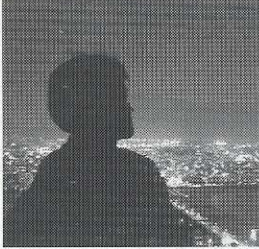
高機能外壁材 旭化成 へーベル パワーボード

本 社
岡谷支店
松本支店
佐久支店
(県外支店)

長野市東和田806
岡谷市長地上片岡町2593
松本市芳川平田844
佐久市大字長土呂64-21
新潟・仙台・北関東

TEL026(243)1321代
TEL0266(27)3521代
TEL0263(58)1255代
TEL0267(67)7551代

建築士の目

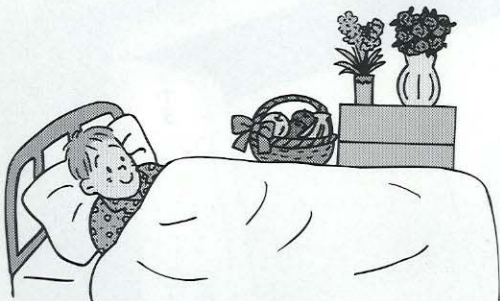


若き建築士
(ペンネーム)
ツジタニ氏が語る

先日、私の知人が長期入院をすることになった。

その知人の体は、けっこう丈夫で、生まれてこのかた大きな病気をしてこなかったのだが、久々に受けた健康診断で、今すぐ手術が必要な病気が発見されたのだ。手術は無事に終わり、しばらく入院生活を経て、ついこのあいだ退院できたのだが、今後も定期的な経過観察は必要だという。

以前の知人は、どこか病気というものを対岸の火事的な存在として見ていた人物だった。しかし今回に限っては、さすがにショックが大きかったのだろう。それまで一日に何箱消費しているのかと思うくらいに愛用していたタバコを完全に断ち、病気に対する姿勢を正しつつあるのだ。



身近な人物が大きな病気で入院するというのは、私にとってもショックな出来事だった。

私自身、かつて大きな病気をしているので、そういうものを対岸の火事として見ていないとはいえ、人間誰もがこうした状況に陥る可能性があるのだということを、改めて身に染みて思わずにはいられなかった。



残念ながら、病気を対岸の火事として見る人がまだいるのも事実であり、この前も話がそういうことに及ぶと「病気ってけっこうなるものなのだ！だからいちいち騒ぐな云々」と答えが返ってきたのにはさすがに驚いた。

病気のことでいちいち騒ぐなって、もしなったら大なり小なり治療が必要なのは事実である。よもや点滴を打ちながら仕事出来るわけもないし、なんたる無責任・・・

「自分は会社の健康診断を受けていて、何の異常も無いから安心だ」とお思いになる方もいらっしゃるだろう。ならばそれはそれでいい。しかし、片一方の健康診断で何の異常も見つからなくて、もう片一方の健康診断でとんでもない病気が見つかり「即入院→手術」ということも稀にあると聞く。お金はかかるが、病気の早期発見と治療のためには、別系統の診断を受けることも重要だと思わずにはいられない。

支部日誌

支部活動

※ [] は、支部主催のものではありません。

日 時	内 容	場 所	出 席 者
H19年 4月 4日	賛助会 会計監査	長野建築センター	大庭監事、笹崎監事、坂田会長、小林会計幹事
4月12日	会計監査	長野建築センター	高橋監事、関監事、関支部長、関田会計理事、小林会計理事
4月20日	法規講習会	長野市民会館集会室	受講者77名
4月25日	理事会	メルパルクNAGANO	理事18名
4月25日	通常総会	メルパルクNAGANO	出席者57名
5月16日	「建築基準法等の改正政省令、指針、安全安心確保の推進講習会」準備打合せ会議	長野建築センター	関支部長、各団体代表
6月 6日	法規委員会	長野建築センター	委員9名
6月19日	長野市と建築基準法改正に伴う打合せ会議	長野市役所	関支部長、松本副支部長
6月21日	総務委員会	長野建築センター	委員4名
6月27日	理事会	長野建築センター	理事17名
6月28日	長野地域景観協議会	長野合同庁舎	関支部長

今後の予定

日 時	内 容	場 所	備 考
H19年 7月26日	商品説明会及び納涼会	メルパルク NAGANO	

お知らせ

正会員 賛助会員

- 入 会** ○ミツヤジーホーム(株)1級建築士事務所
〒381-0042 長野市稲田2-11-6
TEL:263-0263/FAX:263-0262
- <所在地> 安江 高治
- <開設者> 安江 高治
- <管理建築士> 安江 高治
- 入 会** ○エステー化研(株)長野営業所
〒381-0026 長野市松岡2-1-17
TEL:222-2020/FAX:221-5499
- <所在地> 幸田 直孝
- <代表者> 建築仕上塗材事業・耐火断熱事業
- <業種目> 建築仕上塗材事業・耐火断熱事業
- 入 会** ○福井コンピュータ(株)長野営業所
〒381-0038 長野市東和田857-1
TEL:026-263-6651/FAX:263-6691
- <所在地> 所長・野路 義弘
- <代表者> 各種CADソフトウェア開発・販売
- <業種目> 各種CADソフトウェア開発・販売
- 社名変更** ○松田産業(株)
- <新社名> 松田・南信(株)

編集後記

西日本ではかなりの雨が降り、長野では曇りがちの天気、梅雨ってこんな気候でしたっけ？これも地球温暖化の影響なのか。最近では建物の構造や暮らし方、使用するエネルギーを気にかける事が多くなりました。でもお客様のご要望は省エネ+省コスト!!これが比例しません。どうしても先行きの不安があるために、一歩前に踏み切れない状況です。結局、環境問題は先送り。これでいいのでしょうか???

ところで、6月20日に改正基準法が施工されてから、始めて市役所の申請窓口へ来ました。20日ぐらいたちますが今のところ混乱はないとのことでした。また4号建築物の申請はあったが、まだピュアチェック(適合性判定)が必要な建物の申請はないそうです。K社のT氏によると完了検査申請書は、6月20日以前に申請した建物であっても、完了検査申請書は改正後の書式で提出させられたとのことでした。身近な情報がありましたら、お知らせください。お待ちしております。

業界最小*1

オーバーヘッド寸法

2850mmを実現*2

新「アーバンエース」登場

*1: 2006年12月現在日立製作所調べ

*2: R型、速度45・60m/min.で対応



松田・南信 株式会社

HITACHI

□ 本社・長野支店 〒381-8539 長野市大字長池字古新田 369-5 Tel 026-243-3222(代) Fax 026-244-5146